

「新しい人権」と沖縄

組原 洋

まえがき

本稿は、1992年10月24日の沖縄大学土曜教養講座において行った講演「新しい人権」と沖縄」をもとに再構成したものである。

この講演は、沖縄大学地域研究所の研究発表を兼ねたものであり、これまで私が同研究所で携わってきたテーマと関連するテーマで、ということで設定したものである。これまで同研究所のいくつかの班に所属して研究を進めてきたが、それらを私なりにまとめてみようとしたらこのような題になった。

忌憚のないご意見・ご批判をいただければ幸甚である。

1 テーマの趣旨

1

これまで私が関係してきた同研究所における班は、戦後沖縄の法・交通運輸政策班、アジア・南太平洋の法班、それに、92年度からは平和学班にも入っている。このように、現在多くの班に関係することになっているのだが、出発点は、沖縄の軽貨物問題に関連して交通運輸政策班をつくったことにある。

この班で研究するうち、「交通権」という概念にたどり着き、これは「新しい人権」の1つとして主張されている。沖縄における軽貨物問題は、また、沖縄の復帰問題の1つでもあり、そういうことで戦後沖縄の法班とも関連し、2つの班は合体されることになった。沖縄の軽貨物問題を中心に、沖縄における望ましい交通運輸政策のあり方を研究していくうち、比較の場所として東南アジアがあがった。東南アジアにおいては、制度化された公共交通機関のほかに、副次的な、パラトランジットと称される公共交通機関が広く存在し、重要な役割を占めている。

沖縄の軽貨物も類似の機能を果たしてきたのではないかと考えられる。そして、そのようなパラトランジットが存在するのは、それに見合った地域構造があるからだと考えられる。その後、比較の対象をミクロネシアまで広げてみた。このようにして、アジア・南太平洋の法班がつくられた。

このような班に所属しながら活動していて気づいたのは、法の側面から接近していくと、いずれも「新しい人権」と関連してくるということだった。つまり、これまで形成されてきた人権の枠からはこぼれ落ちるものを、いわば拾い集めるということになったのである。たまたま、90年7月18日に那覇市中央公民館で、「平和学習講座」の第7回目の講座として、「諸外国の憲法にみる平和への取り組み」と題して講演したことから、いわゆる平和的生存権の問題を調べることとなったが、これもまた、「新しい人権」の1つとして主張されてきているものである（拙稿「平和」考（沖大法学第10号・1991）参照）。そういうことがあってだろう、平和学班から誘われて、ここにも所属することになった。

交通運輸政策班での研究と関連して私は交通権学会に入っているが、この学会の91年度大会における共通論題は、「地球環境問題と交通権」で、これをきっかけに環境権と交通権との調整の問題が新たに意識され、92年度の同学会でも、「環境権と交通権の調和」と題して発表した（同題で、交通権第11号に発表の予定）。環境権は、「新しい人権」の中でも代表的なものとされてきたものである。ところが新石垣空港建設問題等で具体的に考えてみると、環境権と交通権とが一見対立しているかのように見えるわけである。そういうことで、この問題を考えるようになり、その準備作業の1つとして、

「旅の動機をめぐる考察」（沖縄大学地域研究所年報第3号・1992）を書いたのだった。

これらの「新しい人権」は、沖縄という地域においては独特の現れ方をしていると考えられ、その考察を通して、現在の沖縄がかかえている諸問題を構造的に解明することを試みたのがテーマの趣旨である。

2

ところで、テーマをこのように決めたのは92年7月22日であるが、それまでにいくつもの案が浮かんで消えた。

当初、研究発表はもっと早い時期になされる予定で、その当時研究していた生涯学習の問題を取り上げようと考えていた（拙稿「生涯学習」考」（沖大法学第13号・1992）参照）。その後、時期がずれたので、上記のような関心から、「観光と開発をめぐる利益較量」にしよう、まず考えた。これは、現在、沖縄においては最も対立の激しい分野の1つと考えられる。その後、もっとタイムスケールの大きなテーマにしたいという希望が湧いた。時間に関係したテーマ、あるいは場所と時間が交錯したテーマは組めないかと色々考えた。これは、鶴見俊輔氏の著作集を読んでいて考え始めたことだったと思う。この影響を受けて考えたのは、「沖縄の法と思想」といったものではどうかということである。一般には、沖縄というところは哲学の欠如したところと考えられている。というか、私がそのように考えてきた。欠如しているというなら、それはそれで、なぜか、望ましいことか、と問うことができよう。必要なら、どのようなものが考えられるかということが考察の対象となろう。鶴見氏が1986年、琉球新報について書いた文章はとても面白い（「読者として—新聞週間に寄せて—」—「鶴見俊輔集 10 日常生活の思想」（筑摩書房・1992）444頁）。本土と沖縄の投書欄の比較ならすぐできよう。どうせなら、例えば、日伯毎日とも比較してみたらどうか。せつかくとっているんだから。案外掘り出し物が見つかるかもしれない。生涯学習、交通権、リゾートなどとの接点をも考えてみれば面

白かろう。その中から、また新たに具体的な問題が浮かび上がればそれに越したことはない。7月17日の時点でこのように考えた。

さらに同日、「沖縄における「日常」と「非常」」というのはいかが、とも考えた。趣旨としては、これまで交通・リゾート・平和・生涯学習等について研究してきたところから、比較の観点で、沖縄の「日常」と「非常」の構造的特質を考えてみるということでもいいのではないか。それは、時間の考察への手がかりともなりうるだろう、といったものである。

さらに、ヤンバルをテーマに組み込めないだろうか、とも考えていた。というのは、当時、連続的に通って、調べていたことがあったからである。

方法論としてのフィールドワークを基礎にした発表をすることは、どのようなテーマで発表することになれ実行したいと考えていた。「目の前にあらわれる出来事をとおしての学習という方法」、「おこってくる事件をとおして考える」ことによる「迫力のある報道の文体」（「鶴見俊輔集 11 外からのまなざし」（筑摩書房・1991）114-5頁）が私の理想である。これはいい意味での受身の方法だと思われる。講座のレジメには是非、「フィールドワーク」ないし「フィールドノート」という言葉を入れたいと考え、フィールドワークと結びつきうようなテーマであることが最小限必要だと決めた。

7月21日に、知り合いのおばさんと環境問題について話した。このおばさんは、地球環境の問題を各地域で考えねばならない時期に来ている、といって、小さいことでも、例えば、割りばしを使わずに自分で箸を持って歩いてそれを使うといったようなことからでも実践して行かねばならないというのである。それはそれで1つの見識であろうが、問題は、これほど地球環境の危機が叫ばれているにもかかわらず、こういった行動が一般化しないのはなぜかということである。それは、そういうことに興味を持たない人間、あるいは持てない人間を大量に生産しているからだということになるのではないか。立派

な人間、面白い人間がいないなら、いくらい環境があってもつまらない。そういう意味で私は、「人間的」にできている。コミュニケーションというの、単なる媒介ではなく、そもそもコミュニケーションしたくなるような何かの存在が前提となるだろう。と、ここまで来て、私が面白いと感じ、交わりたいと感じた人々の多くが京都と関係していることに気づかされた。そこで、講座のテーマも、「京と沖縄」でどうか、と考えた。92年度前期の大学での講義でも、森毅、今西錦司氏らを扱ったし、鶴見俊輔氏も京大人文研で教えていた。フィールドワーカーだけではないんだな、論理というのもあるんだな、京都には、ということを感じたのである。

こうした変転を経てテーマが決まった。これまで私が地域研究所でやってきたことの総まとめにもなりうるし、沖縄の「現在の」問題を考えるという趣旨にもかなう。「現在の」というときに、沖縄について様々に論じられる際、オフレコにされがちなことも含めたいと考えた。つまりは、「地元のしがらみ」を、人権の観点から考察してみようということである。

II 「新しい人権」とは

1

上記のように、テーマを決めてから、私は上京した。上京後、参議院議員選挙があったが、この選挙は結果より、投票率の低さで注目されたという点で、際立っている。このなかで、沖縄は革新統一の島袋宗康氏が勝っている。その差が僅少で、開票99%になっても結果が分からないのだった。島袋氏24万5159、大城真順氏24万4818だから、わずか341票差。社会大衆党がこれで初めて国政参加したことになる。まったく意外な結果だったが、この島袋氏にこれまで、沖縄の軽貨物問題の政治的な窓口となってきていただいていたのである。

上京してから、講座との関係でまず読んだのが、樋口陽一「もういちど憲法を読む」(岩波書店・1992)である。本多勝一氏などと比較して、確かに「お上品」であり、挙げられる例はヨーロッパや

アメリカのものがほとんどで、しかし、で我々はどうすればいいのかという点については、抽象論はわかるが、具体論はさっぱりという感じがする。

この本で「自治」と「法治」という言葉が挙げられている(101頁以下)。いうところによると、自治というのはみんなで決めること、法治というのはみんなで決めてはいけないこと、なのだそうである。私は逆だと思った。つまり、法律で何でもかんでも強制してくるということが多いもんだから、そして、その際、法律は「みんなで決めたもの」だから従え、というふうに理由づけられることが多いものだから、法治というのがみんなで決めることだろうと。

これに対して、自治というのは、みんなが決めても侵されずに残る決定権というイメージで、そもそも、国レベルの決定は自治というのになじまないような気がするのである。民族自決というなら分かるのは、大小を問わず、そこには同質の意見があるはずで、その同質の意見を貫けるということが自治ではないかという感じがする。

つまり、私のイメージでは、自治という言葉は、「民主的」というより「自由な決定」により近い。

樋口氏が「自治」の問題として挙げられているのは、まとめると「(国民)主権」の問題で、具体的には、「全国民を代表する選挙された議員」と定数は正の問題、選挙運動の規制と選挙区、国家を越える「地方主義」等である。

これに対し、「法治」の問題として挙げられるのは、まとめると「人権」の問題で、裁判の独立と違憲立法審査制である。

このように、具体的な内容を見てみれば、つまりは法治というのは、「法の支配」というときの「法」であることがわかる。そうすると、法治に対応するのは自治ではなく、「人治」だろう。自治というのは実は、人権の1つではないか。例えば国家を越える「地方主義」の問題が出てきた、とされ、そういう文脈の中で「全国民の代表」ということも考えねばならないとされるのだが、それは、実は自治というのは人権なんですよ、全国民ということでも踏み

にじれないものなんですよ、といっているのだと思う。

私が一番知りたく思っていたのは「経済的自由」（お金の自由）と「精神的自由」（心の自由）間に緊張関係が発生した時のケリのつけ方（57頁）、及び、「経済的自由」と生存権との関係であるが、これについては満足すべき見解が得られなかった。どうも関心が、私なんかとは相当ズレているようである。

2

続いて、中川剛氏の「基本的人権の考え方」（有斐閣・1991）を読んだ。私とはかなり立場が異なるようだが、興味深い問題構成をしていると思う。以下に、私なりの要約を掲げる。

（Ⅲ章までのメモ）

①人権の制約原理としての平等原則と公共の福祉。

平等原則は「同種の権利利益の対等」の問題、公共の福祉は「異種の権利利益のあいだでの価値選択」の問題である、というのはその通りだろう（3頁、39-40頁）。

②自由権の請求権化。

司法的保障だけでは片づかず、立法措置、または特に行政措置を要求する（3頁、15頁）。自律的調整はもはや望めなくなっている（17頁、82-3頁）。

③新しく市民権を得つつある人権としての「知る権利」及び「環境権」。

いずれも政策を必要とする（5頁）。

④財産権は、制約どころか、国民生活を衰亡させかねない猛威を振っている。例えば、地価騰貴。企業法人の所有権による支配力が増大（6-7頁）

⑤日本国憲法は「安全」を基本的人権としていない（19頁）。

⑥投票価値の平等は、政治問題（国民主権のための手段の1つ）であると同時に人権問題でもある（人権主体としての個々の国民の権利）。参政

権はそういうもの。

投票価値が平等でなくても、公務員は全体の奉仕者ということになっているのだが。

訴えの利益がなくても認められる（客観訴訟）。民衆訴訟、機関訴訟など。選挙訴訟は、民衆訴訟の1つ。（34-6頁）。

⑦「二重の基準」は憲法から引き出せる結論ではない（80頁、66-7頁）。

経済的自由が大幅に立法政策に服する余地を残しているのは、公共性の立証がしばしば要求されるからであって、人権としての価値が劣っているからではない（81頁）。

⑧幸福追求権は人格の自立を価値とする。

積極面が自己決定権、消極面がプライバシー権。「どちらも自由権としてとらえると、不法行為による侵害が問題となるのみで、憲法に明示されている人権ではない以上、とくに取り上げる意味は少ない」（85頁）。

「自己決定権もプライバシー権も、内容が必ずしも明確でなく、とくに倫理的意義を有するわけでもないが、そのような権利にも保護が必要とされるにいたったのは、自己決定のための社会規範が見出しがたくなり、自己の力では生活の平穏さえ守ることができなくなった時代環境が原因であると考えられる。要するに、幸福ではないのである」（86-7頁）。

⑨教育の自由とは異なって、教育権は教育の機会均等実現のための配慮を政府に要求する権利。教育権は、子供の権利に限られず、また、これを特に学習権と言い換える必要もない（90頁）。

⑩集团的自立の問題—部分社会の自治—市民社会における私的自治と同じものではない—。

私的自治が公益を損ない、ついには自治でさえなくなっていく幻滅経験後、大衆社会において可能な自治（94-8頁）。

人権保障ばかりが憲法の究極目標ではない。人権保障もまた、巨視的には国民をより高次の段階に到達させるための過程（99頁）。

（Ⅳ章のメモ）

1、情報化と表現の自由

*「下部構造の変動に対する上部構造の変動のおくれ」がある（102頁）。

*精神的営為にのみかかわる表現など現実には存在しないのではないか。

そして、経済的自由のための表現も表現の自由に含まれている。契約行為は？ピケティングは？宗教者や宗教団体でさえ通常は経済的基盤や政治的代弁者を必要とする。

*「一般論として、経済手段による支配と表現手段による支配とは、手を携えて進化する」（115頁）。

*表現の自由が、民主主義の基盤として、日本においても積極的に論じられるようになったのは昭和40年代後半から。昭和30年代後半からの流通革命の進行とは無関係に考えられない。

*反論権はなぜ認められないか。それは、報道機関の編集権に抵触するからで、ひいてはメディアという財産権とぶつかるからである。「自由権から出ながら、社会権としての性格を有しており、財産的権利に阻まれる」ということ（120頁）。

*表現手段もまた有限な資源である（120-1頁）。

*「表現の自由はむしろ、経済的自由と同様に、個人的集団的利益の追求として行使されることが圧倒的に多い。」「利潤を生み出さない言論は、市場に流通することがきわめて困難」である（122頁）。

2、財産権の思想と構造

*日本国憲法の財産権条項は社会国家観のうちではとらえられない。

社会契約説でも財産権が公共性を有するのは自明の理。究極的所有権は「公」のもの。

私有財産権は、労働によって正当化され、相対的なものだった。団体主義によって制約しようとしたのではない。

*そのような社会契約的前提抜きにして、土地の私有化が進んだのが日本。そのような権利意識は実は近代のものではない。社会契約論が、精神風土として存在しないからである。

中川氏のこの著作からは、得るところが大きかった。

日本においては人権が、歴史的にも「与えられたもの」であること、そのため人権と統治の両面性が十分認識されていないということがある。それぞれに人権を極大利用とした結果が、弱肉強食の現象となって現れている。こういう背景だと、人権のいい意味での制約をどのように構成するかが決め手になるだろう。現実には悪い意味での制約ばかり。ということは、人権の「危機」なのだろう。それが弱いところに集中して現れる、と。

3

9月に入って、沖縄に戻ってから感じたのは、歴史観みたいなものが必要だということである。人権をテーマにすると、どうしても日本国憲法の誕生まではさかのぼらないといけなくなる。これについては、古関彰一氏の「新憲法の誕生」（中公叢書・1989）をみつけて買って来た。この流れと、沖縄戦後史とをダブらせて考えてみたら面白いだろうと考えた。その中で沖縄における人権の特性を考察する、と。本川達雄氏の「ソウの時間ネズミの時間」（中公新書・1992）などのような考えを参考に整理してみたら面白いだろう。

ところで、こういう作業をしていると、いやでも私個人の歴史ということも考えざるをえなくなった。私のこれまでの歩みというのは、時間の拒否みたいな側面を持っている。それは、計画を放棄せざるをえなかった、というところに由来していると思う。まっ、そのおかげで、「ただ生きる」、あるいは「ただ生活する」というセンスがよく分かるようになったという側面はある。だから、私のこれまでやって来たことというのは、まとまったものとして仮にとらえられるというなら、それは偶然の積み重ねの結果による偶然みたいなものかと思われる。そういう論理をそのまま打ち出せば、あるいは、いわゆる歴史というものがまた別様に見えるということもあるかもしれない。今、何もかもが退屈な時期に至っているわけで、「時空を超えた歴史」みたいなもの

のが浮かぶかもしれない。みんな相対化の時代で、時間も相対化と。「時間の流れ」の呪縛からの解放というのはどうか。時間に「耐える」いい方法ではなからうか。そろそろ「耐える」味も分かってきたのだが、皆さんの耐え方というのを聞いてみたいものだ。

「私にしかできない仕事」というのを考えると、究極的には自伝しかないように思われる。それはある意味で寂しいことである。立派な著作を読み、その著者の年齢や経歴等を読みながら、私にこのような仕事ができなかったのはなぜか、と思うことがある。いい意味での「歴史」に乗っていないからだろうか。

本川氏の「ゾウの時間ネズミの時間」を読んでいて文科系と理科系の差ということを実感させられた。文科というのは、むちゃくちゃをやることとほぼ同義かなと思ったりする。この本を読んでいても、

「文科系の」面白い本を読んでいても、面白いのは同じでも面白さの質が全然違うような気がする。理科系というのは、よくも悪くも自然なんでしょうね。文科の人間が、理科系の本を読んだときの落差が快い驚きとなるのでしょうか。京都大学が優れた理科系の学者を多数生産してきたということはどのように考えればいいだろうか。京都という町の人工性よりは、であるが故に、周辺に自然が沢山あったということだろうか。単なる自然では学者は生まれえないということか。

以下に、古関彰一氏の上掲書から作ったメモを掲げる。

- *今問題になっている様々な問題が、制定の際すでに論じられている。
- *「休息権」39頁。休養権47頁。現実の自由権53頁。陪審制、土地国有化256頁。生活権264頁。
- *沖縄の要塞化が、本土非武装とセットになっている。106、247頁。
- *具体的なものを曖昧抽象化して消す。「地方自治の本旨」等。

- *「日本化」の作業。「主権」を「至高」に。「国民」、「地方自治の本旨」という言葉。「女性の人權」はずす。
- *「憲法よりメシだ」（制定当時）と「憲法より金儲けだ」（現在）213頁。
- *延長された義務教育。中学校教員は何の反応も示さなかったのに、青年学校の教員が敏感に反応。233頁。
- *改正の機会は与えられた。
- *憲法制定時のモザイク無視。一体のものとしてしかとらえられていない。
- *「護憲の時代」を受動的に生きることはそろそろ止めにしたら。70年代を通じて生み出した、環境権、人種平等、情報の自由といった「新しい人權」をも盛り込んだ「影の憲法」（シャドウコンスティテューション）を掲げて生きる時代を迎えている。

この本の存在を知ったのは、河合隼雄・鶴見俊輔「時代を読む」（潮出版社・1991）によってである。この本のIVで河合・鶴見両氏と古関氏とが「日本国憲法のミステリー」と題して対談している。この対談で特に力点が置かれているのは、憲法の「日本化」をめぐる経緯である。例えば、日本国憲法10条の「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」というのは、明治憲法18条の「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」の「臣民」を「国民」に変えただけである。英語では、日本国民がJapanese national（日本国籍所有者）と訳されている。ところが、同じ「国民」が、他の場所ではpeopleと訳されているのである。英語で読むかぎりでは、10条はたんに日本国籍付与の問題で、基本的人権条項にはかかってこないが、日本語で読むと、形式的には、「国民は」となっている基本的人権の条項は、「法律によって日本国民とされた者は」というふう読み替えられうることになり、そうすると、日本国籍を有しない者には基本的人権は保障されないということになりうる。

実際には、判例はそのようには解釈せず、「国民

は」とあっても、権利の性質上日本国民を対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶとされている（最高裁判決昭和53年10月4日、民集32巻7号1,223頁）が、政府当局のこれまでの外国人に対する対応を見ていると、この形式的解釈が杞憂だったとは言にくい。長らく問題とされてきた永住外国人の指紋押捺制度は、やっと、93年1月8日廃止された。

「新憲法の誕生」105頁には、世界で最初に「戦争の放棄」を定めた憲法はフィリピンの1935年憲法であると、中川剛氏は述べておられる旨書かれている。これについては、中川「東南アジアの憲法状況②－フィリピン」（ジュリストNo.1004）が参考になる。

なお、92年9月12日から13日にかけて、沖縄で、「沖縄占領国際シンポジウム」が開かれ、古関氏もコーディネーターをつとめられたようであるが、私は参加できなかった。

4

「新しい人権」として主張される権利は論者によって異なっている。

松本昌悦「新しい人権と憲法問題」（学陽書房・1984）は、論文集であり、必ずしも網羅的にこの問題を取り上げてはいない。第1章「現代の人権理論と憲法問題」では、プライバシーの権利、信教の自由、憲法25条、年金制度、教育権、平和的生存権等が扱われ、第2章「新しい人権」としての環境権の理論」では、環境権、差止め、油濁事故防止、新幹線訴訟、食品行政、薬事行政等の問題が扱われている。第3章は、イギリスの憲法問題と人権理論である。

小林直樹「現代基本権の展開」（岩波書店・1976）が比較的スタンダードと思われるので、以下に目次を掲げる。

第1章 現代人権論序説

第2章 新しい基本権の生成

1、人権体系変動への視坐

- 2、平和権－「平和に生きる権利」
- 3、環境権－健康権等と併せて
- 4、情報権－「知る権利」を中心に
- 5、学習権－「教育権」の再構成
- 6、自治権－地域住民の基本権

第3章 表現の自由の現代的局面

第4章 情報化社会の人権

第5章 現代社会と福祉の権利

第6章 人権としての環境権

第7章 現代教育における人権

第8章 現代都市づくりと人権

どの論者のものを見ても、環境権と「知る権利」は入っている。

このうち、「知る権利」は、表現の自由が請求権化したものと考えられる。自由権の請求権化ということについては、交通権がいい例となるだろう。

交通の権利といえば、憲法22条1項に移転の自由が規定されている。これは経済的自由権とされている。何も、交通権などといわなくても、この移転の自由でいけばいいのではないかと考えられよう。ところが、自由権というのは、本来、ほっておいてもらう権利である。移転のための交通手段があればそれでいいのだが、なければどうするか。世の中、どんどん便利になっていく中で、交通手段がない、という事態が発生するようになったのである。マイカーが普及する。マイカーを持てる人はそれに乗ればいいとして、持てない人はどうするか。そのために公共交通機関がある。ところが、御存じの通り、多くの公共交通機関は軒並み赤字になり、バスにしても、鉄道にしてもどんどん路線廃止の方向を余儀なくされる。従来あった公共交通機関がなくなったとき、全然動けないという層が出てくるのである。

これを交通貧困層といっている。社会的にも、身体障害者であるとか、老人であるとか、弱者であることが多いのは容易に想像できるだろう。こういう人達が日常的に高価な乗り物、例えばタクシーを使えるとは考えにくい。これらの人達のためには、適正な料金で利用可能な安全な公共交通機関がなくて

はならないということになる。

このようにして、交通権が、従来の移転の自由とは区別され、むしろ生存権的色彩を強く持つものとして主張されるようになったのである。それはまた、請求する権利になったということでもある。なお、マイカーの普及は、実は、交通渋滞等によって、マイカーを持っている人達の交通をも、場合によっては耐え難いほどに不便なものとしているのである。

皆が「私」のことだけを考えて動いたとき、こういう結果が生じた。車自体は私有できても、交通そのものは常に公共性を持っている。この間の矛盾がこういう形で出てきていると考えられよう。

環境権のほうは、どういう意味で新しいのかといえば、何より、これまで環境を丸ごととらえて、権利の対象として把握するということがなかったというに尽きるだろう。それは、環境というものが丸ごとでしか把握できない性質のものだからと、いえるであろう。有機的に関連したシステムなのだから。しかし、これまで、個々の物として法律上は把握されてきたので、そうすんなりと認められないのも、ある意味で当然である。むしろ、従来個々の物を対象としてきた、所有権をはじめとする物権のアナロジーで環境権をとらえようとしたことが、環境権が裁判上認知されることの障害となったと指摘され、現にまだ裁判上承認されるに至っていない。

ともかく、このようにわれわれの周囲にあるさまざまなものが、丸ごと化を経ながら、権利の対象として主張されるようになってきている。その多くは、請求権としての性格を持つものとして主張され、その結果、生存権的な色彩を多かれ少なかれ持つようになってきているということができよう。

5

ところで、「新しい人権」とは別に、「第三世代の人権」というものが主張されている。岡田信弘「古典的人権から第三世代の人権へ」（ジュリスト No. 937）によってこれを簡単に説明すると次のようになる。「第一世代の人権」とは、自由を保全するための市民的および政治的権利を内容とし、「第二世代の人権」とは、人間が平等になることを可能に

する、経済的、社会的、文化的権利であり、国家にその実現を要求しうる権利という意味で「債権の権利」ともいわれる。

これに対して、「第三世代の人権」とは、博愛と連帯の精神によってもたらされる新しい人権とされ、具体的には、発展・平和・環境・情報伝達の権利と、人類の共同財産に関する所有権である。

性格的には、この新しい権利は、国家に対抗しうるものであると同時に、国家に要求しうるものとされ、「社会活動におけるすべての行為主体、すなわち、個人、国家、公的および私的団体、ならびに国際共同体の努力の結合によってしか実現されない」とされる。

「第三世代の人権」論は、古典的人権から社会権へと、西欧世界で認められている人権変動論に、第三世界からの「連帯の権利」を接ぎ木したものと見える。

この「第三世代の人権」論に接してまっさきに私が連想したのは、生涯学習をめぐる状況である。生涯学習も権利であると把握する場合、日本においては、「国家に要求しうる」側面のみがいたずらに強く、「国家に対抗しうる」という側面の重要性の認識が不足していると思われる。それは、日本において国家がいかにか健在かを示しているのだろう。「新しい人権」として、国家に要求していくのは、それはそれで結構なことと思うが、国家が相対化されていっている現代において、それだけでは足りないと思う。

端的に言えば、「国家の壁」によって象徴的に示される閉鎖性の打破こそが必要と思うのである。私個人としては、そのような方向の権利こそが「新しい人権」の内容として盛られていくことを望んでいる。

III フィールドワーク

1

「新しい人権」というのは、ある意味では、フィールドワークなしでも何とかできそうなテーマはある。この講座との関連で当初頭に置いていたフィ

ールドワークは、専ら、沖縄とこの「新しい人権」とを関連づけるための作業であった。そして、92年4月にペラウに行ってきた（これについては、拙稿「ペラウ旅行報告」（沖縄大学地域研究所報第7号に掲載予定）参照）ので、万どこにもいけなくても、ここの関連で何らかのことは述べられるだろうという安全弁はつくってあった。

私としては異例に慎重だったのは、東京にいた母が病気だったからである。夏は看病で全然動けないということも起こりえた。しかし、予定はどんどん進めて、コスタリカを中心とする中米に行ってくる案を作り、すでに飛行機が満員だったのでキャンセル待ちをしているところで、8月は母の看病でどこにも行けないことが確定した。それで、92年の8月は、ほとんど東京の自宅にいて、ブラジルの家族法関係の文献を翻訳していた。それはそれで面白い作業であり、また、老いた母を観察するのも、それなりに興味深いことだったが、身体がうずうずしてきた。

そこで、東京にいてもできるフィールドワークということで考えたのが、東京の周辺の公民館にいくつか行ってみようということである。

手始めに、自宅のある小平市の中央図書館に行った。中央公民館が図書館の隣にあるので、ここにも初めて入ってみた。那覇市のような連続講座は1つだけで、平和関係のものである。次は8月8日で、「ノーモアヒロシマ」という題である。これに行ってみた。講師は、宗像基氏である。最初、広島のスライド、そのあと「原爆を許すまじ」の歌の合唱ときて、どうなるのかと思ったが、終わってみると筋の通った話で、なかなか面白かった。宗像さんは牧師だそうだが、非常にはっきりとものをいう。すべて「天皇制」に帰着する、ということになるのだが、沖縄にいて、天皇から遠ざかった生活をしていると、ピンとこない点もある。天皇というより、ヤマトの方々の生活様式こそが根源じゃないのかな、と。講演の後、質疑を1時間ちょっとやって、結局終わったのは5時だった。これで終わりと思って、公民館1階のロビーでコーヒーを飲んでいたら、皆さんや

って来て、そこでは順に自己紹介もやって、楽しかった。宗像さんはブラジルに長くいたそうで、また、広島にもいたのだという。窮屈さがなく、気楽でいい集会だった。

何でも翌日、立川中央公民館で、「8月一心に刻む不戦の集い」というのがあるそうで、私も来て下さいと、このポスターを持っていた女の人からこのとき誘われた。これまで、小平市でこういう活動というか行動をしたことがなかった。何というか、小平は日立の工場があり、金はあるけど保守そのもの場所というふうを考えていたのである。翌日、午後1時半から立川中央公民館での集会にも出た。中央公民館は立川駅の南口から行くのだが、南口に出たのは初めてである。集会は30名ほどだった。

まず、ビデオ「侵略・マレー半島 教えられなかった戦争」というのをみたが、大変長くて、かつ、それほどひきつけられなかった。このあと、円くなって話したが、私も発言を求められ、まじめであればいいってもんでもないだろう、という趣旨のことを、生涯学習における立場の分裂とからめて述べたら、強い反響があったようである。賛否両論のようだった。

集会の後、おばさんから話しかけられ、この人が何とウチナンチュで、沖縄大学理事長の新垣淑哲氏の親戚なのだった。この方を含め、6人の人と駅のそばの喫茶店で話したが、さらに1人沖縄の女性がいて、こちらは東大卒だそうである。大層頭の良い人と思われた。前日私をこの集会に誘ってくれた人は城戸典子さんである。さらにこの集会を催した会（「市民の広場・憲法の会」）の会長格と思われる年輩のおじさん、私の発言に対して、このビデオを擁護したおじさん（46歳）、私の隣に座っていた中央大学4年の学生。喫茶店で話してみると、とても楽しい人ばかりだった。いや、私の発言で、ちょっと座が白けたように思い、うーん、ちょっとはずれたな、と思っていたので、会の中心と思われる人達とこんなに話が合うなんて意外だった。「新しい人権」のことを話すと、皆さんこの言葉をきいたことがなかったようで、熱心に質問され、飲み込み

もきわめていいようだった。とにかく愉快的な会合だった。

公民館に利用者として行ったのは、ほとんど初めてである。面白い知り合いができて、今後長くおつき合いすることになりそうである。東京でも「自由に」動けるようになっていく自分を発見して、とても感慨がある。この13年で、私も随分変わったのだなあと感じないではおられなかった。

「市民の広場・憲法の会」はもう数年間継続して活動してきていて、年度毎の記録もいただいた。会場の人の話で一番印象に残ったのは、「市民」ではなく活動家ですか、といわれるのだそうである。こういう活動をしている者は市民ではないということになるらしいのである。いただいた記録を読んでも、公民館との間で、会場設定や展示等との関連で、摩擦があったことがうかがわれる。

東京学芸大学の小林文人氏に、幾つかの公民館等を紹介してもらった。8月17日に、その中のひばりが丘公民館に行った。ひばりが丘駅前のスタンドで地図を立ち読みしてから行ったが、ここは図書館とセットになっていない。行ってみると、都営団地の中の1棟の1階だった。そこで働いている人を小林氏から紹介されたのだが、ワックス塗りをしていて休館で、紹介された人も欠勤だったが、館長の川勝勲義氏が、ちょうど休館だったこともあるのか、ゆっくり対応してくれて、2時間ほど話を聞いたのである。

ひばりが丘公民館は、建物は都のものだが、保谷市立である。保谷市というのは、学力テスト反対の先鞭を切ったところだそうである（昭和30年代）、革新自治体のはしりらしい。現在の市長も、無所属だが、元社会党だそうである。その頃は、多分、公民館活動等も盛んだったのだろう。そして、今もその名残があるのかもしれない。市としては熱心にやっている方に入るのかもしれないという。職員も、この道で、もう長い人は20年ぐらいになる人もあるということだ。年末年始以外は原則として休みはなく、そういうことで、土・日も休みではないということになるので、進んでやりたいという人に来てほしい、

と。川勝氏自身は3年ほどで、ここの前は産業経済課だかだそうである、最初はまいったとか。何にかな？

で、彼自身は、公民館としての方向性を示すとか、そういったことは余りねらっていないようである。

そもそも公民館でなければいけないこと、というのはないだろうと。公民館のほかにも「市民集会所」というのがあり、これはまたコミュニティセンター（市民会館など）とは違うものようである。川勝氏の言い方は、まあいろんな人が職員として入っていれば、自然にその公民館としての特色みたいなものも出てくるのではないかと、という感じであった。話しやすい、開けた館長という感じがした。公民館運営審議会委員の委員選任もここでは民主的にやっているようで、指名によるのは、元校長、学識経験者などで、あとは住民代表ということだった。で、例えば飯能なんかからも来る人がいるようで、それに対して、市立なのだから市民を優先すべきであるという苦情が市民からあるようで、ある程度は制限しないといけなかな、と考えているところだそうである。ところが、だいぶん以前から（確か昭和53年だったか）、広域化ということで、北多摩の6市が集まって会議を開いてきていて、市民ということにこだわらないで利用できる方向での検討をしているのだそうである。保谷市などは小さい方で、人口割りにするとどうしても、小平市などより設備面で落ちる。便利な公民館だと、各種団体の申し込みが殺到して、抽選に近い状態だということであった。

保谷みたいに東京の中の区切られた地点に「地域」があるのだろうか。この点については、はっきり、あるという返事で、これはちょっと意外だった。やっぱり、そういう活動をしてきた人たちがまとまって住んでいる地域なのかもしれない。住みやすいのかと聞くと、東京のほかのところと違うわけでもなく、そうではないだろう、というし。

市史編纂事業はあるが、しかし、これは過去の経過だから、現在こういう特色があるといったことはおそらく直接に感じ取るしかないだろう。

8月18日は、多摩教育センターにいった。

立川駅南口から歩いて、さあ、20分ぐらいか。この夏は、立川駅南口と縁があったらしい。着いてみると大きな建物で、1階には図書館もある。全部で4階。上の方は学校教育関係のようで、私が訪ねていった資料室というのは2階にあった。紹介された人はいなかったが、開架になっていて自由に出入りできる。最初は、ワッすごいなあ、と思ったのだが、ていねいに見ていくとそんなでもない。要するに、市民運動や公民館等のパンフレット、関係図書である。関係図書は少ないと思う。

2

こういった成り行きで、結局、8月29～31日に湯河原で開催された、社会教育研究全国集会に参加することになった。昨年の松本の大会に続いて2度目である。

29日昼前、小平から湯河原に着いた。バスで観光会館に行く。受付で、分科会は「差別と人権」にする。1時過ぎから第1全体会が始まる。挨拶は型通り。そのあとのリレーメッセージが、とにかく皆さん長くて、1時間もオーバーした。沖縄大学の平良研一氏は、逗子市のあと2番目に沖縄からの報告をされた。使用されたスライドの写真3枚のうち、2番目の、赤土で汚れた海のはいい写真だった。総じて、女性の報告が面白くもあり、要領も良かった。分科会は、リレーメッセージが長引いた影響で、この日は自己紹介がほとんどだった。浅川という坊さんが司会した。夜は夕食をかねて懇親会が観光会館であった。

30日は、夕方5時半まで分科会に参加した。午前中、男の家事分担の報告、午後、外国人労働者の報告があって、それを中心に議論がなされたが、しゃべる人が段々決まってしまった感じである。私も発言しなかった。最後に皆が順に何でも述べて下さいというところで、午前中の報告については、家事分担がしっかり出来るようになると、それはかならずしも家庭を円満にするというより、逆に分離を促進することもあるだろうということと、人権の問題としては、当然家庭はあるべきだということから出発するのでは問題があるだろうということ、午後

の報告については私自身がガイジンと間違えられた経験を話し、「ちょっとの違い」が大きな差を生むというのが差別というものだろうと述べた。

共存というのは、言うのは易しいが、ガンバリマシウ方式ではなかなか難しいのではないかと息切れしてしまう。すぐに行政機関が出てくるのも寂しい。それよりは、色んな人がいるほうがいいことなのだ、と本音でいえるようになることだろう。分科会としての流れは予定通り過ぎて、こんな結論のためにこんなに時間をかける必要があるのかという気はした。

この日は、北大と東北福祉大の学生と友達になって、一緒に夕御飯を食べた。8時前に観光会館に行き、「この指とまれ」のなかの「アワモリを飲みながら沖縄を語る会」に出た。小林文人氏が代表になっている。沖縄からは、平良研一氏、名護の中村誠司さんと照屋秀裕さん、都留文化大の女子学生の仲村裕子さんが来ていて、ほかに、沖縄に興味があってという人もいたが、多くは小林ゼミの現役・OB・院生などである。アワモリというのは、事務局が勝手に言ったのだそうで、それで急いで取り寄せたものと、あと中村さんが土産に持ってきたものだけで、量は少なかった。

二次会は、小林氏らはゼミ単位で集まったようで、沖縄から来た者と、あと仲村さんとその友達の女子学生2名が加わって、11時半頃までお好み焼き屋でビールを飲んだ。中村さんと話がよく合うのにはびっくりした。

31日は、午前中、観光会館で第2全体会をきいた。これも型通りという感じ。言葉が綺麗に並んでいるだけで、爆発力が感じられない。終って、中村さんと照屋さんとバスで駅まで一緒に行き、それから私は名古屋に向かって。

この夜名古屋で、昨年度の研究生と会い、翌日、三重県の亀山市に行った。宜保マウロ氏が世話している日系ブラジル人の様子を観察するためである。詳細は、拙稿「「新しい人権」と沖縄」のためのフィールドワーク（沖縄大学地域研究所所報第7号に掲載予定）を参照されたい。

9月2日、朝7時58分発の奈良行き普通列車で亀山を発ち、柘植(つげ)というところで乗り換え、草津線で草津に出る。途中の貴生川から、例の信楽高原鉄道が出ている。小さなワンマンカーが駅に止まっていた。草津から新快速で京都に出る。訪ねたい人がいて、さがしたのだが、見つからなかった。訪ね先は、上京区六軒町出水七番町314であるが、結局見当たらなかった。それにしても、町が2つというのは変な住所だなと思った。近くに京都市社会教育総合センター(以前、ここで河合準雄氏の講演をきいた)があったので立ち寄ってからバスで四条河原町付近に出た。裏通りでうどんを食べたが、付近に公衆休憩所があり、便所もあるのには感心した。

本屋を回り、京都の本も2冊買った。あとバスで京都駅に戻り、コインロッカーからリュックを取り出してから空港バスで大阪空港に行った。いざ乗ろうとすると、湯河原で一緒だった中村氏がいるではないか。機内に入ると氏は私のとなりになってきて、着くまでずっとしゃべりっぱなしだった。鶴橋の方にも行かれたようで、そこで買ったらしいエビせんべいを1袋くれた。

3

このようにして沖縄に戻った後、どこか1か所でも講座との関連で行っておきたいと思って決めたのが、スペインのバスクである。8月上旬に、狩野美智子「バスク物語-地図にない国の人々-」(彩流社・1992)を読んだ。それまでバスクについては、協同組合制度との関連で興味を持って調べた(拙稿「交通権の担い手の法的諸形態」(交通権第9号・1991)参照)が、そこにどのような人々が住んでいるのか全然イメージがわからなかった。この本を読んでみて、大変興味深い地域であり、興味深い人々が住んでいるということがよく分かった。

著者の狩野さんにも多大の興味を感じた。ちょうど私のブラジルの勉強と同じようにゆっくりしている。本格的にバスクのことを勉強し始めたのが、社会科の先生をやめてからである。そして、略歴に挙げられている著書の中に、「沖縄を学ぶ」というのがある。「沖縄に学ぶ」ではないことが興味深く思

われた。鶴見俊輔氏の文章を読んでいるうち、アンドラにも行きたくなって、9月14日から26日まで行ってきた。この時のことについては、上記の「「新しい人権」と沖縄」のためのフィールドワーク」に記した。ここでも述べたように、著者の狩野さんと、バスクのビルバオという町であることができたのは、偶然以上のものを感じた。

IV 沖縄における現れ方

1

最初に、92年6月から7月にかけて、沖縄のヤンバルで見聞したことを述べたい。このとき、沖縄だなあ、ということ強く感じたからである。

6月22日に、沖大の卒業生とヤンバルにいった。知り合いの不動産屋がリゾートマンションをつくつたので、誘われて見に行ったのである。このとき、名護市の喜瀬にある食堂に行ったのだが、このおばさんは、お父さんがハワイに移民で行って、そのとき4人の子供をつくり、さらに帰国して2人つくれた、その6番目の子だそうで、お父さんは先の4人と、お母さん達を残してまたハワイに行ったが、その後高血圧で倒れ、不自由になり、ハワイにいたほうが良いというのに、敢えて帰ってきて、おばさんがその面倒をみたので、ハワイの兄弟たちが沖縄の財産はこのおばさんに譲るといことにしたのだそうである。おばさんは75歳である。娘時代は三重県に出稼ぎに行き、紡績の仕事をしていたのだそうである。昔はハワイに行くのは船で1か月もかかった。さて、おばさんには、夫であるおじさんもいて、我々が行ったとき一緒におばさんと話していた。このおじさんのほうはおばさんより5つ年上だが、若いときはサイパン、ポナペなどに行っていたそうである。2人は戦後結婚した。昔の人は随分動いていたんだなあ。

山のほうに土地があり、畑をやっているが、いもとか砂糖きびでは金にならないので、こうやって店を開いて19年になるということだった。で、もうかっているというのだが、2時間ぐらい話しているとき来た客といえば、同じ建物の中の、食堂とは区

切った売店のお客がちょっとだった。さて、この食堂のすぐ裏に巨大なリゾートホテル（10階建、横に20区画）が、当時建設中であり、ほぼ完成に近かった。このホテルはビーチにぴったり面している。

我々は最初見たとき、食堂はホテル付属のものかと思ったのである。ところが、全然関係ないという。実際、食堂は沖縄そのものである。しかし、ホテルの地主も地元の人だそうだ。実際、本土の人が地主なら食堂も買収してしまったほうが「自然な」景観である。食堂のおじさんは、ホテルが建つことには賛成でも反対でもないように見えた。さあ、ホテルに泊まるのは本土の新婚さんを中心とする若い人達だろうが、この食堂に来るだろうか。

お箸のことを方言で「メーシ」というのだそうだが、明治大学の、何とかゼミの学生たちがやってきて、そういったことを色々きき、おばさんたちは、ウタキやら何やら案内してあげたのだそうである。そして記念にもらったという鉛筆2本を見せてくれた。それで、語呂あわせで私の名刺を置いてきた。

7月に入ってからこの食堂には2回ほど寄って、ちょっと雑談もした。食堂の前の敷地を駐車場に使わせてほしいと、ホテル側からしつこく言われているようだった。

2

さて、9月上旬、沖縄に独特の人権といったものはあるのかと考えた。私も加わってやっている判例の勉強会で論議してもらったら、以下のような意見が出た。私以外はウチナンチュである。

*沖縄にだって差別はある。ハーフとか離島（宮古・八重山一身分ではない、地域差別）。

*事実として、沖縄は住みやすい。住みやすいということは、人権が満たされているということではないだろう。

では、どういうふうに住みやすいのか。ボーッとしていやすい。何か有益な仕事をしていないと生きている資格はないよ、という圧力が弱いということではないか。ボーッとしている権利か。

*沖縄は、よくも悪くも本土より「遅れている」の

でしょう。後を追いかけて同じくなるかどうかは疑問だが。

*平和が好きで、争いを好まないということは事実としてある。

*沖縄は、自然社会性が強い。だから、環境破壊が「沖縄らしさ」を破壊する元凶となる。

*余り極端でない、本土と比べれば。

*人間に余り幅がない。

*コミュニケーションは、東京なんかより明らかにいい。東京だと、のれんに腕押しみたいな感じで、なかなか「自分」はつかめない。

*沖縄人権協会の弁護士はどういう意見だろうか。多分、平和とか、基地とかの関係で特殊性をいうのではなからうか。

最後の点に関して、沖縄人権協会編著「やまと世20年 検証 沖縄の人権」（ひるぎ社・1991）の目次は、次のようになっている。

第1章 子供・障害者

第2章 女性

第3章 基地と軍事秘密

第4章 環境とくらし

第5章 沖縄の心（過剰警備、日の丸・君が代、慰霊の日、天皇制と戦争責任、皇民化教育）

こうして章だてをしてみると、テーマとしては本土と共通のものが多く、第5章にしても、具体的に扱われている問題を見ると、「沖縄の心」と必ずしも直線的に結びつくものばかりではない。

基地が、あるいは本土が大きくかぶさってきて、それが様々なゆがみをもたらしてきたということは事実としてある。基地は、直接的な被害を生み続けてきているばかりでなく、不労所得を生み、経済構造に影響を与えてきた。それは沖縄の特殊性である、といえそうだろう。しかし、逆に、そういったものでゆがんでしまって、かえって「沖縄的なもの」は隠れてしまっているという見方もできよう。

具体的にどういう形で沖縄の特殊性が現れるのか

を、先に述べた沖縄の軽貨物関係の事件との関連で考えてみた。

この裁判をやっていて感じたのは、自由権は国家から干渉を受けないでほっとしてもらおう権利、生存権は国家に要求する権利、ということになっているが、沖縄は沖縄でやりたいようにやらせてほしいと思っても国が全国一律の規制をするということである。

そういう意味で「ほっといてよ」と言いたいわけである。自由にさせてくれないか、と。じゃあ、自由権の問題なのか。どうなのか。何してもいい、というわけでないことはよく知っている。言いたいのは、沖縄においては、過去の経緯からしても、社会構造からしても、軽貨物が存在する合理的理由が十分ある、ということである。だから、それを禁じない政策を国家に要求していることになる。現在の行政が望ましい交通の実現を妨げているので、それを改めることを求める、と。

自由権の請求権化といっても、具体的にはこういう形になる。沖縄独自のあり方を求めていくと、自由権と生存権とはむしろ密接不可分のものとして現れてくるだけでなく、それだけでは包摂できないものを含んでいると思う。

「新しい人権」として提唱される自治権はそのような内容をもっているのではないかと考えられるし、Ⅱ・5でみた「第三世代の人権」の発展の権利というのも関連を有するのではないかと考えられる。こういう権利と結びつきうるようなものを沖縄は持っているということで、それは、究極的には、沖縄が本土とは異なる独自のものを持っているということに帰するわけである。権利の具体的な態様からいえば、社会的ないし集団的自己決定権といっていいかもしれない。

3

スペイン側のバスクに行こうと思立ったのも、「地図にない国」であるからにはほかならない。狩野・前掲書からのメモを以下に掲げる。

*人口291万人（スペイン側4県、フランス側3

地方）。

- *クロマニオン人の子孫であるといわれている。
- *領主や王に「法」を守る宣誓を行なわせた場所がゲルニカの櫛の木の下。バスクの自由の象徴。
- *「近代というものが、平等の名の下に、小さい民族を圧殺する」（11頁）。
- *ビルバオー新旧の併存する町。
- *サンタンデルからビルバオまでのカンタブリア海に面した山々は世界屈指の鉄鉱石の産地。
- *モンドラゴンのホセ・マリア・アリスメンディアリエタ神父が、1956年、最初の生産協同組合「ウルゴール」をつくる。1987年現在170組合（生産91、農業8、消費1（エロスキ）、教育46、住宅17、サービス7）。1959年協同組合の銀行「労働人民金庫」ができる。
- *4種類の選挙（市町村議会・県議会、バスク自治政府議会、国会（上・下）、ヨーロッパ議会）。
- *民族政党 91年の状況

- PNV（バスク国民党）バスク自治政府与党。中央政府と協調、現実路線。
- EA（バスク連帯）PNVから分離。
- EE（バスク左派）テロ政策やめたETAグループ。
- HB（民衆連合）ETA（「祖国バスクと自由」）のテロを否定しない唯一政党。
- PSOE（社会労働党：スペイン政府与党）移住労働者が支持母体。
- PP（大衆党）右翼党。

*バスク人で独立を唱える人

33%（カタルーニャ39%）

反対 39%（同 45%）

今の自治状態で満足 33%

不満 58%

ETAのテロはやめるべきだ 94%

支持 3%

続いて、小林孝信「民族の歴史を旅する 民族移動史ノート」（明石書店・1992）68頁以下からのメモを掲げる。

- *バスク語は言語上の完全な離島。地上のどの言語との関連性も実証されていない。ちなみに、日本語と語順が同じ。Rhマイナス人口比率が世界一高い。O型が一番多く、B型が最も少ない。
- *女と男が同等の発言権。明確な階級存在せず。バクーニンはバスク山地社会から刺激を受けた。
- *BC100頃、ローマはケルトに対抗するのにバスク人を利用。ローマ・バスクの関係はその後500年、良好であった。パンプローナ以北海岸まで完全支配を免れる。
- *5世紀、西ゴート（ゲルマンの1支流）、イスラム。
- *10世紀初め、ナバラ王国。
- *カスティリア・アラゴン連合王国の中で、バスクは特権を保證され、自立性を保つ。
- *造船技術。コロンブスの乗組員の最大民族グループはバスク。マゼラン死後世界一周遂げたエルカーノはバスク人。アメリカ貿易。捕鯨。
- *中南米の町づくり。ヌエバ・ビスカヤ（メヒコ）、アスンション、モンテビデオ等。メキシコでは北部に移住した者が多い。
- *ロヨラ、ザビエルはバスク人。

沖縄との違いは、スペイン側のバスクはスペインの中では、資源も豊かで、カタルーニャと同様、経済的先進地域に入ることである。観光で飯を食っているのではない。

それから、山国でもあるというのも違っだろう。バスクは海に面し、昔から、漁業・造船業・海運業等で活躍してきて、ビルバオの町もそういった町であるし、その民族学博物館には船や海に関係するものが多数展示されていた。移民が多いということでも有名である。しかし、ビルバオで買った絵入りの地図を見ると、バスクというのは山国という印象が圧倒的である。であるから、大勢の者が集まっ

て集落を作りうる場所は限られていて、バラバラに小さな集落が点在しているという印象を与える。コスタリカなどの中米がこれと似ている。日本でいえば信州だろう。こういうところで、自由を愛する気風がつくられた、というのはとてもよく分かる。独特の協同組合組織をつくり出したことも納得が行く。これと比較すれば、沖縄は受け身に徹してきた地域であるというふうに思われる。自分から何か創り出すというよりは、外から来るもののブレンドにおいて独特であるのではない。

4

前記のように、狩野美智子氏とビルバオの町であったこともあって、帰国後、同氏の「沖縄を学ぶ（増補版）」（吾妻書房・1991）を読んだ。私としては初めて読んだ沖縄の通史といってよい。それまで読む気にさせる本に遭遇しなかったということもあるが、私個人の考えとして、沖縄は休み場所にしておきたいという気持ちがあって、沖縄のことを積極的に学ぼうという気は余り持たないようにしていた。いわば、沖縄は「港」だと。実際そういう場所として、なかなかいい場所であった。

同書からのメモを以下に掲げる。

- *沖縄か琉球か（11頁）。
- *沖縄の歴史は約10世紀、本土より遅れた（26頁）。
- 鉄を受け入れる社会体制に至っていない。
- 私の、沖縄は分節社会性を有するという意見も現実味を帯びる。
- *刀狩り。支配者まで武器を捨てた（49頁）。尚真王（1477-1526）時代。
- 朝鮮漂流民の見聞記（40頁以下）。
- *島津-日本風ではいけないと命じる（57頁）。
- 地割制度、農民支配、先島の人頭税、強制移住、家内倒れ、文替わり（60頁以下）。
- *簡単に薩摩支配になった。無知。「内法」、間切りが違えば方言も違うようなところでは、連帯感も生れない（71頁）。ああ、分節そのものだ。
- 一揆なんか起こりようがない。

*琉球処分—反対したのは支配階級。頑固党。

*「旧慣温存」(87頁)。宮古の人頭税廃止は何と1903年(96頁)。

「そてつ地獄」というのは戦前のことだったのか。戦中のことかと思っていた。

*戦争、皇民化教育。日本軍。

*アメリカ世。

土地政策に対する不満。

教育委員公選(176頁)。脱落者に、「心は同じ、程度が違うだけ」(213頁)。

基地付き返還。

*「土地を持っている人はいいな」(214頁)

*そして、大和世。

このメモで、分節社会性という言葉を使っているが、これは、社会人類学のキーワードとっていい(エヴァンズ=プリチャード「ヌア一族」(岩波書店・1978)等参照)。分節社会というのを私なりに説明すると、小さな節が集まっていて、それらを統合するものはないのに、なぜかまとまっている社会である。一見バラバラなのだが、まとまりのある地域。分節社会というのが、国家の対極にあるものとして考えられてきたことから、未開社会の代名詞のようにも使われるが、どんな社会でも、その最小単位としてあるのが望ましい基礎的な集団を分節と称するなら、これは、実はなくてはならないもの、なければ問題の発生するものとしてとらえられる。

分節というものを、生物としての人間の「自然」性が要求するものにとらえるわけである。

人権の問題に添って考えてみよう。生活全般に及んでいなかった「人権」が、及ぶようになったということ。それが、自由権を請求権化するほどに組織化(管理化)も進んでいて、叫びに近くなっている、という意味では人権の危機ともいえるだろう。すべてが請求権化していくのと裏腹に、請求する側の主体性(自律・自治)が崩壊していったのが、日本の特徴ではあるまいか。

これに反して、叫びよりは、いい意味での「常識」というものを、沖縄では感じる人が多い。「生活

に根ざした」ものが多いからだろう。

沖縄が分節社会性を有するのではないかと考えるようになったのは、軽貨物関係の事件や、いわゆる米軍用地小作人訴訟事件(沖縄大学地域研究所報第4号の同事件特集参照)等に関与していてである。今回、狩野氏の本で沖縄の歴史を学んでみて、支配層と被支配層もまた分節構造になっているのではないかと感じた。そして、それは現在に至るまで感じられる特徴ではなかるうか。

5

従来私は、人権というものにそんなに熱心ではなかった。それは、人権の尊重されているとされる社会に魅力を感じなかったからであろう。ところが、「新しい人権」なり、「第三世代の人権」なりの枠組みの中で考えることで、これまでにはなかったような社会像を描きうるのではないかと考えだしてから、この問題は私の興味をひくようになったのである。

まだ十分に考えが煮詰まっていないため、特に沖縄に関しては不十分な考察になったが、さらに継続して考えて行きたいと思っている。

(1993・1・17 脱稿)

追記：本稿Ⅲ・1で保谷市のひばりが丘公民館について触れたが、新聞報道によれば、93年1月24日に行われた保谷市長選挙で、保守系無所属の新人保谷高範氏が、革新無所属の現職都丸哲也氏に勝ち、都丸氏の五選を阻んだとのことである。この結果、東京多摩地区で残る革新市政は、日野・町田・東久留米の3市だけになった。(93・1・29)